

I Rに関する事業者対応指針

1 目的

総合政策局におけるI R（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第2条第1項に定義される「特定複合観光施設」をいう。）に関する事業者との対応等について、業務の特殊性に鑑み、公平性・公正性の確保及び適正な業務執行を目的として、本指針を定める。

2 定義

- (1) 「職員」とは、I Rの調査・研究業務に関わる総合政策局職員をいう。
- (2) 「事業者」とは、I Rの設置及び運営に関する事業と認められる事業を行う者又は行うことを検討する者をいう。
- (3) 「面談」とは、事業者からI Rに関する情報提供を受けること等を目的として、時間及び場所等を定めて面会することをいう。ただし、挨拶等の短時間の面会については、この限りではない。

3 面談の実施

職員が、事業者と面談を行う場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 面談は、事業者から別紙様式1の提出を受け、目的を確認した上で実施する。ただし、職員が事業者に対して面談を申し込み、実施する場合については、この限りではない。
- (2) 面談は、原則として、千葉市役所（幕張新都心サテライトオフィスを含む。）の執務室又は会議室において、2名以上の職員（管理職を必ず含む。）で対応する。
- (3) 事業者の代理人との面談は、当該事業者の社員が同席する場合を除き、実施しない。
- (4) 面談後は、別紙様式2に基づき記録を作成し、総合政策局長まで報告する。

4 公平性・公正性の確保

- (1) I Rに関する情報提供は、面談又は電子メールにおいて受けることとする。この場合において、職員個人の電子メールアドレスは使用しない。
- (2) 職員から事業者への情報提供は、特定の事業者にも有利又は不利にならないよう、公平・公正に行う。
- (3) 職員は、異動等により職員でなくなった場合であっても、職務上知り得た情報等を漏らすてはならない。
- (4) 職員は、職務執行に当たっては、千葉市職員倫理条例（平成22年千葉市条例第6号）及び千葉市職員倫理規則（平成22年千葉市規則第41号）の規定を遵守し、公平性・公正性の確保に努める。

5 指針の見直し

本指針は、今後の調査・研究の進捗に応じて、見直しを行う。

6 適用

本指針は、令和元年7月23日から適用する。ただし、適用日以前に決定していた面談については、この限りではない。